

事務ガイドライン（第二分冊：保険会社関係）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>0 - 5 行政報告</u></p> <p><u>次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</u></p> <p><u>保険業法第 128 条第 1 項 第 200 条第 1 項 第 226 条の規定による報告及び資料の提出を求めたとき</u></p> <p><u>保険業法第 271 条の 3 第 1 項に規定する保険議決権保有届出書の受理</u></p> <p><u>保険業法第 271 条の 4 第 1 項及び第 3 項に規定する変更報告書並びに第 4 項に規定する訂正報告書の受理</u></p> <p><u>保険業法第 271 条の 5 に規定する基準日届出、同項に規定する保険議決権保有届出書及び同条第 2 項に規定する変更報告書の受理</u></p> <p><u>保険業法第 271 条の 6 及び第 271 条の 7 に規定する訂正報告書の提出を命じたとき</u></p> <p><u>保険業法第 271 条の 8 に規定する報告及び資料の提出を命じたとき</u></p>
<p><u>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</u></p> <p>1 - 3 - 2 経営管理</p> <p>(9) 各種法令の遵守 各種法令の遵守を遵守するための体制がとられているか。</p> <p>(同右)</p>	<p><u>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</u></p> <p>1 - 3 - 2 経営管理</p> <p>(9) 各種法令の遵守 各種法令の遵守を遵守するための体制がとられているか。<u>新規業務の開始にあたって、法令の遵守のために適切かつ十分な検討を行っているか。</u></p> <p>(略)</p>

<p>1 - 3 - 5 資産運用</p> <p>(新設)</p>	<p>1 - 3 - 5 資産運用等</p> <p>(17) <u>その他付随業務の取扱いについて</u> <u>当該業務が、法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点に考慮した取扱いとなっているか。</u> — <u>当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか。</u> — <u>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。</u> — <u>当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</u> — <u>保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</u></p>
<p>1 - 4 子会社等について</p> <p>保険会社の子会社（法第2条第13項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（令第2条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注1) 保険会社又はその子会社が、国内の会社（当該保険会社の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準株式数等（</p>	<p>1 - 4 子会社等について</p> <p>保険会社の子会社（法第2条第12項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（令第2条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）<u>の業務範囲等</u>については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注1) 保険会社又はその子会社が、国内の会社（当該保険会社の子会社を除く。）の株式又は持分について、合算して、その基準議</p>

<p>法第107条第1項に規定する<u>基準株式数等</u>をいう。以下同じ。)を超えて所有している場合の当該国内の会社(以下「特定出資会社」という。)が営むことができる業務は、第106条第1項第1号から第5号までに掲げる会社、同項第9号に掲げる会社(特定従属会社(同号に規定する特定従属会社をいう。以下同じ。))を除く。)並びに同項第10号及び第12号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>(注2)(同右) (注3)(同右)</p>	<p><u>決権数</u>(法第107条第1項に規定する<u>基準議決権数</u>をいう。以下同じ。)を超えて所有している場合の当該国内の会社(以下「特定出資会社」という。)が営むことができる業務は、第106条第1項第1号から第5号までに掲げる会社、同項第9号に掲げる会社及び同項第11号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>(注2)(略) (注3)(略)</p>
<p>1-4-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 保険会社の子会社が営む従属業務(法第106条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、<u>以下の範囲となっているか。</u></p> <p><u>保険会社の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないものに限定されているか。</u> <u>従属業務を専ら営む会社であって、主として保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(特定従属会社を除く。)</u>は、当該保険会社が原則として全額出資する会社となっているか。 <u>従属業務を専ら営む会社であって、主として保険会社又はその</u></p>	<p>1-4-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 保険会社の子会社が営む従属業務(法第106条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、<u>保険会社の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。</u> <u>(注) 従属業務を営む保険会社の子法人等又は関連法人等についても「保険業法第106条第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成14年告示第38号、以下「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様(当該保険会社及びその子会社からの収入)であることに留意する。</u></p> <p>(削除) (削除) (削除)</p>

子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社は、他の会社の株式を保有していないか。

電子計算機に関する事務を行う業務……コンピュータソフトの販売に伴い必要となる付属機器の販売は差し支えない。

- (2) (同右)
~ (同右)
(新設)

(新設)

- (3) 保険会社の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。但し、会社に準ずる事業体については、この限りでない。

保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第106条第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たしているか。

例えば、銀行専門関連業務（同条第2項第3号に定める銀行専門関連業務をいう。）を営む会社については、保険会社が銀行を子会社としている場合等に限り、保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。

（注） 特定子法人等又は特定関連法人等が投資用不動産に係る

(削除)

- (2) (略)
~ (略)

あっせん・紹介業務…あっせん又は紹介の業務の範囲が保険業と関連のない業務に及ぶなど、他業禁止の趣旨を逸脱した取扱いとなっていないか。あっせん・紹介の業務の範囲としては、例えば、主として自動車保険の保険契約者等を対象として行う自動車修理業者等のあっせん・紹介・手配、主として海外旅行傷害保険の保険契約者等を対象として行う医療機関等のあっせん・紹介・手配がある。

リース業務……不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

- (3) 保険会社の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。但し、会社に準ずる事業体については、この限りでない。

保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第106条第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たしているか。

例えば、銀行専門関連業務（同条第2項第3号に定める銀行専門関連業務をいう。）を営む会社については、保険会社が銀行を子会社としている場合等に限り、保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。

（注） 特定子法人等又は特定関連法人等が投資用不動産に係る

業務を行う場合に限り、当該会社の営む規則第56条の2第1項第18号に掲げる業務については、上記(1)並びに収入依存度規制告示各条第3号に規定する基準に準じた基準を満たさなくとも差し支えないことに留意する。

従属業務を専ら営む保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該保険会社の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるもの（従属先法人等が原則として全額出資するものに限る。）が、法第106条第7項、規則第56条第1項第1号及び同条第6項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくはその子会社、保険会社の一の子会社又は保険会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準（金融監督庁・大蔵省告示第50号。以下「収入依存度規制告示」という。）第4条に規定する基準に準じ、次の要件を満たす場合には、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。

なお、当該従属業務を専ら営む保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等については、上記(1)を満たす必要がないことに留意する。

イ 規則第56条の2第1項第1号から第6号までに掲げる業務を営む場合

各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社（同項第1号から第3号に掲げる業務については当該保険会社の役職員を含む。）及びその子会社等又は特定出資会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が100分の90を下回らず、かつ、当該保険会社の従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回ること。

ロ 同項第7号から第17号まで及び第21号に掲げる業務を営む場合

各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社の従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回り、かつ、次に掲げる者からの収入の額の

業務を行う場合に限り、当該会社の営む規則第56条の2第1項第18号に掲げる業務については、収入依存度規制告示第2条第1項第1号、第5条第1号又は第6条第1号に規定する基準に準じた基準を満たさなくとも差し支えないことに留意する。

従属業務を営む保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該保険会社の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入（規則第56条の2第1項第18号に掲げる業務を営む場合にあっては、業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）に占める割合が100分の50を上回っている場合は、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。

合計額の総収入の額に占める割合が100分の90を下回らないこと。

- ・子会社対象会社
- ・信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会
- ・農林中央金庫又は商工組合中央金庫
- ・信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は業として預金若しくは貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会
- ・当該保険会社のみ委託を受けた保険募集を専業とする者（年間の総売上高に占める保険募集に関して得た手数料、報酬その他の対価の総額の割合が100分の50以上である者をいう。）（同項第8号又は第15号に掲げる業務に限る。）
- ・当該保険会社の委託を受けた保険募集をする者（同項第16号に掲げる業務に限る。）

八 同項第18号から第20号までに掲げる業務を営む場合

各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社の従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回ること。（同項第18号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に依りて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）

（同右）

特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

但し、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。

（略）

特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

但し、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。

<p>なお、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記の例による。但し、保険会社の子会社からの収入に当該保険会社の委託を受けた保険募集をする者からの収入を含めて計算して差し支えない。）を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。<u>この場合に、当該従属業務を営む特定子法人等又は特定関連法人等については、上記(1)を満たす必要がないことに留意する。</u></p> <p>(注1) 当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成14年3月期末を<u>超えて</u>必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了していない正当な理由について、別に命ずるところにより報告を求めることに留意する。</p> <p>(注2) (略)</p>	<p>なお、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記の例による。但し、保険会社の子会社からの収入に当該保険会社の委託を受けた保険募集をする者からの収入を含めて計算して差し支えない。）を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注1) 当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成14年3月期末を<u>越えて</u>必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了していない正当な理由について、別に命ずるところにより報告を求めることに留意する。</p> <p>(注2) (略)</p>
<p>1 - 4 - 3 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。<u>但し、上記1 - 4 - 1 (1) については、この限りでない。</u></p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) (同右)</p>	<p>1 - 4 - 3 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

<p>1 - 6 不祥事件への対応</p> <p>1 - 6 - 1 不祥事件の届出の受理等 規則第 85 条第 1 項第 19 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 (以下略)</p>	<p>1 - 6 不祥事件への対応</p> <p>1 - 6 - 1 不祥事件の届出の受理等 規則第 85 条第 1 項第 17 号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 (以下略)</p>
<p>1 - 1 0 その他</p> <p>1 - 1 0 - 3 株式の取得制限 法第107条第 2 項の承認にあたっては、<u>基準株式等</u>を超過し、かつ 1 年を超えて<u>所有</u>しようとする場合には、その都度承認が必要であるが、その超過理由が施行規則第58条の 2 第 6 号の「元本補てんのない信託に係る信託財産としての<u>株式等の所有</u>」の場合は、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きによりその届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、当該株式等を有価証券勘定、元本補てんのある信託に係る勘定で保有するもの及び子会社で保有するものが 1 0 %以内の<u>所有</u>となっている場合にのみ適用することに留意する。</p> <p>(1)届出（施行規則第 8 5 条第 1 項第 7 号及び第 7 号の 3） 届出は原則年 1 回とし、<u>超過所有</u>、<u>超過所有見込み</u>及び超過しなくなった場合を併せて、1 2 月末日を基準として別紙様式により翌 1 月末日までに行うものとする。</p> <p>(2)承認（法第 1 0 7 条第 2 項ただし書き） 承認申請は、1 2 月末日時点の<u>保有株数</u>をもとに、既に国内の会社の<u>株式等</u>について<u>基準株式数等</u>を超えて取得し、又は<u>所有することとなった部分（見込みを含む）の株式等</u>について、その取得し、又は<u>所有することとなった日から一年を超えて所有</u>しようとする場合に、原則年 1 回、2 月の第 1 0 営業日までに申請を受理し、3 月の第 7 営業日までに承認を行うものとする。申請書の添付書類は規則第 5 8 条の 3 によるものとし、承認にあたっては公正取引委員会の特別認可を受けているかなども勘定して判断</p>	<p>1 - 1 0 その他</p> <p>1 - 1 0 - 3 議決権の取得制限 法第107条第 2 項の承認にあたっては、<u>基準議決権数</u>を超過し、かつ 1 年を超えて<u>保有</u>しようとする場合には、その都度承認が必要であるが、その超過理由が施行規則第58条の 2 第10号の「元本補てんのない信託に係る信託財産としての<u>株式又は持分の所有</u>」の場合は、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きによりその届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、当該株式又は持分に係る議決権を有価証券勘定、元本補てんのある信託に係る勘定で保有するもの及び子会社で保有するものが 1 0 %以内の<u>保有</u>となっている場合にのみ適用することに留意する。</p> <p>(1)届出（施行規則第 8 5 条第 1 項第 7 号及び第 7 号の 3） 届出は原則年 1 回とし、<u>超過保有</u>、<u>超過保有見込み</u>及び超過しなくなった場合を併せて、1 2 月末日を基準として別紙様式により翌 1 月末日までに行うものとする。</p> <p>(2)承認（法第 1 0 7 条第 2 項ただし書き） 承認申請は、1 2 月末日時点の<u>保有する議決権の数</u>をもとに、既に国内の会社の<u>議決権</u>について<u>基準議決権数</u>を超えて取得し、又は<u>保有することとなった部分（見込みを含む）の議決権</u>について、その取得し、又は<u>保有することとなった日から一年を超えて保有</u>しようとする場合に、原則年 1 回、2 月の第 1 0 営業日までに申請を受理し、3 月の第 7 営業日までに承認を行うものとする。申請書の添付書類は規則第 5 8 条の 3 によるものとし、承認にあたっては公正取引委員会の特別認可を受けているかなども勘</p>

<p>するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>定して判断するものとする。</p> <p>1 - 10 - 11 保険主要株主 <u>保険主要株主に対しては、保険業法第 271 条の 12 の規定に基づき当該保険主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料(ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況(資金調達の状況を含む。))を示す資料)及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険会社との取引関係(保険契約、借入等)を記載した書類の提出を求めるものとする。</u></p>
<p><u>2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集</u></p> <p>(3)法第300条第1項第5号関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次の a から f に掲げる者(b から f までに掲げる者については、当該法人の<u>株式(議決権のあるものに限る。)</u>又は持分(以下「<u>株式等</u>」という。)等を所有しない者を含む。)に該当するもので、<u>合計して当該法人の発行済株式(議決権のあるものに限る。)</u>の総数又は出資の総額(以下「<u>発行済株式の総数等</u>」という。)の 25%以上を<u>所有する場合に、そのいずれかの者(法人に限る。)</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a . 当該生命保険募集人等の<u>株式等の全部又は一部を所有する一の者</u> b . a に掲げる者の<u>発行済株式の総数等の 50%超を所有する者</u> c . b に掲げる者の<u>発行済株式の総数等の 50%超を所有する者</u> d . a に掲げる者により<u>発行済株式の総数等の 50%超を所有される法人</u> 	<p><u>2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集</u></p> <p>(3)法第300条第1項第5号関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次の a から f に掲げる者(b から f までに掲げる者については、当該法人の<u>議決権を保有しない者を含む。)</u>に該当するもので、合計して当該法人の<u>総株主、総社員又は総出資者の議決権の 25%以上を保有する場合に、そのいずれかの者(法人に限る。)</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a . 当該生命保険募集人等の<u>議決権の全部又は一部を保有する一の者</u> b . a に掲げる者の<u>総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者</u> c . b に掲げる者の<u>総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者</u> d . a に掲げる者により<u>総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有される法人</u>

<p>e . d に掲げる者により<u>発行済株式の総数等の50%超を所有される法人</u></p> <p>f . b に掲げる者により<u>発行済株式の総数等の50%超を所有される法人</u></p> <p>八～ホ (略)</p>	<p>e . d に掲げる者により<u>総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人</u></p> <p>f . b に掲げる者により<u>総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人</u></p> <p>八～ホ (略)</p>
<p>2 - 3 生命保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>申請書類等の受理</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>八 生命保険会社の役員若しくは使用人又は生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用人である募集人について、当該募集人の管理全般が、生命保険会社又は生命保険会社の委託を受けた者の一の事務所で一括して行なわれている場合は、当該一の事務所を当該募集人にとっての<u>令第47条第7項に規定する「主たる事務所」とみなすことができるものとする。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>2 - 3 生命保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>申請書類等の受理</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>八 生命保険会社の役員若しくは使用人又は生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用人である募集人について、当該募集人の管理全般が、生命保険会社又は生命保険会社の委託を受けた者の一の事務所で一括して行なわれている場合は、当該一の事務所を当該募集人にとっての<u>令第47条第17項に規定する「主たる事務所」とみなすことができるものとする。</u></p> <p>～ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>
<p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>登録の申請又は届出</p> <p>法第277条に規定する登録の申請(以下「登録の申請」という。)又は法第280条第1項及び法第302条による届出(以下この登録等手続において「届出」という。)は、<u>法第2条第13項に規定する損害保険代理店</u>(以下「代理店」という。)又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が行うこととする。</p> <p>なお、代理店は、法第284条の規定により<u>法第2条第14号に規定する所属保険会社</u>(以下「所属会社」という。)を代理人として登録の申請又は届出を行うことができる。</p> <p>また、所属会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が2</p>	<p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>登録の申請又は届出</p> <p>法第277条に規定する登録の申請(以下「登録の申請」という。)又は法第280条第1項及び法第302条による届出(以下この登録等手続において「届出」という。)は、<u>法第2条第19項に規定する損害保険代理店</u>(以下「代理店」という。)又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が行うこととする。</p> <p>なお、代理店は、法第284条の規定により<u>法第2条第20項に規定する所属保険会社</u>(以下「所属会社」という。)を代理人として登録の申請又は届出を行うことができる。</p> <p>また、所属会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が2</p>

<p>以上の所属会社を有する代理店（以下「乗合代理店」という。） の場合には、所属会社のうちの1つを代理人として行わせるもの とする。 ~ (略) (2) ~ (10) (略)</p>	<p>以上の所属会社を有する代理店（以下「乗合代理店」という。） の場合には、所属会社のうちの1つを代理人として行わせるもの とする。 ~ (略) (2) ~ (10) (略)</p>
<p>4 - 4 他の募集人等との関係 4 - 4 - 2 関係募集人との関係 保険仲立人に自己と一定の資本関係のある生命保険募集人又は損 害保険募集人（保険仲立人の株式を実質25%以上所有、又は保険仲 立人が実質25%以上の株式を所有している生命保険募集人又は損 害保険募集人をいう。）が存在する場合において、コンピューターの 共用に関して、保険仲立人と関係募集人のそれぞれの端末から他方の 情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられている か。</p>	<p>4 - 4 他の募集人等との関係 4 - 4 - 2 関係募集人との関係 保険仲立人に自己と一定の資本関係のある生命保険募集人又は損 害保険募集人（保険仲立人の議決権を実質25%以上保有し、又は保 険仲立人が実質25%以上の議決権を保有している生命保険募集人 又は損害保険募集人をいう。）が存在する場合において、コンピュー ターの共用に関して、保険仲立人と関係募集人のそれぞれの端末から 他方の情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられ ているか。</p>